

一二ノ三六 行宮遺址の碑建立エピソード

解説 明治十九年に完成した行宮遺址の記念碑の計画エピソードである。この碑は笠置山北面の中腹にあつて高さ五メートルほどの巨石に小松宮彰仁親王書になる「行宮遺址」なる字が彫られた。今も木津川北岸からよく見える。

小松宮彰仁親王は伏見宮邦家親王第八王子で、安政五年、仁孝天皇の猶子となった人物で、明治二十三年、陸軍大将に昇進した人物である。

出典 一、東京日日新聞、明治一六年一二月二四日掲載

「笠置山記念碑」

今般有志者が山城国相楽郡笠置山、後醍醐天皇行在の旧跡へ記念碑を建設し、永く名跡を保存せんとするの美挙あるを聞き召され、一昨二十二日、宮内庁より金百円を建碑發起人へ下賜、また右の碑は銅碑にして、撰文は有栖川一品宮に願わるとか。

京都府の官員達はもつともこの挙に熱心にして、来る十七年五月までには、ぜひとも出来ようとして尽力せらるるよし。

またその碑は管下第一の巨大のものにせんとの目論見なりと云う。

出典 二、東京横浜毎日新聞、明治一八年六月五日掲載

「笠置山の記念碑に菊章不許可」

その祖先が後醍醐天皇に随い奉り功績ありしかどにて、さきに京都府士族に編入されし田宮勇、木村良司の二氏は、今度山城国相楽郡笠置山の麓へ一の石碑を設置し、同地が元弘の昔同天皇の皇居たりしことを、なおも不朽に伝えんとのことを有志者と協議し、右の碑面には御紋章を彫刻したしとて、菊章特許の儀をその筋へ出願せしが、許可なかりしに付き、単に笠置皇居之尊蹟と彫刻することに決し、この潤筆を右の二氏より三条公へ請いに、公は速やかに承諾されたりと聞く。

出典 三、富岡鉄斎による扇子絵と文 笠置寺所蔵

解説

富岡鉄斎（一八三六〜一九二四年）が明治一九年七月に笠置山に遊びこの扇子絵を残した。鉄斎は幕末には倒幕の志士と交わり、晩年まで旺盛な創作活動を展開した希有の南画家である。

原文

笠置山在山城相楽郡、望之巍然高聳雲表其東北絶壁千仞、俯流実为天険之地、元弘中、後醍醐天皇、蒙塵而幸焉、尋為賊兵所陷、今既五百五十年矣、山上有大石、面北直立高三丈、頃者有志士、相議、請陸軍中将二品親王、書行宮遺址四字鐫之、字大四尺余、雄偉勁拔、

称其地可以足、垂千古不朽矣、某氏求其図概略因併記、時明治十九年八月

鉄斎山人 印

読み下し文

笠置山は山城相楽郡に在り。之を望むに巍然として高く雲表に聳ゆ。其の東北の絶壁千仞にして俯流、実上天険の地と為す。

元弘中、後醍醐天皇、蒙塵（天皇が難を避けて逃れること）して幸す。尋ぬるに賊兵の陥す所と為し、今既に五百五十年。

山上に大石有り、北に面して直立すること、高さ三丈。

頃者（ちかごろ）、志士有り、相い議して、陸軍中将二品親王に請い、行宮遺趾の四字を書し、之を鐫る。字、大なるは四尺余、雄偉、勁稜（強くて衆にすぐれていること）、其の地を称するに、以て足るべく、千古を垂るも朽ちず。

某氏の求むるに、其の概略を図し、因つて併記す。時に明治十九年八月

鉄斎山人 印